



# 鳥取県公報

平成18年 6月23日(金)  
第 7 7 9 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	開発行為に関する工事の完了 (433) (東部総合事務所生活環境局) ..... 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (434~436) (森林保全課) ..... 1
	基本測量の実施 (437) (管理課) ..... 3
監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) ..... 4
公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) ..... 4
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) ..... 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) ..... 5
雑 報	消防設備士試験の実施 (消防課) ..... 6

## 告 示

### 鳥取県告示第433号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成18年 6月23日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成17年10月3日 鳥取県指令第200500074480号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字大谷字河原田1750 - 1 外 4 筆
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市道笑町四丁目138  
カナートプロダクツ株式会社 代表取締役 谷本 賢司

### 鳥取県告示第434号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字ハサリ265の2・265の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、265の11、265の20・265の29・265の34（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中原字下横尾1227の3、1228の3、1228の13、1228の16から1228の18まで、1228の20から1228の22まで、1237の1、1237の12、大字小船字クソギ谷1151の3、1151の7、1151の8、1154の11

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第435号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山782の1（次の図に示す部分に限る。）、782の2から782の4まで、字カツラガ谷ヨリ大東仙783の1から783の14まで、783の16、783の17

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第436号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町水谷字下茶山928、929、934、935、938の1から938の3まで、字上茶山939、940、941の1から941の3まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町水谷字戸石谷947の1、字椿谷953の1、字五升谷964の1、964の2、965、966、969、字椎木谷1006

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第437号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 1 作業種類 | 基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量） |
| 2 作業期間 | 平成18年6月12日から平成19年1月31日まで          |
| 3 作業地域 | 米子市及び西伯郡日吉津村                      |

## 監 査 委 員 告 示

### 鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である植田昭の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月23日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 上 村 忠 史  
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
入 江 道 憲	米子市上福原七丁目12 - 61	平成18年6月16日から平成19年3月31日まで
伊 木 隆 司	米子市皆生五丁目17 - 95	"

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年6月23日

鳥取県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
生山礦業株式会社 代表取締役 澤田信介	日野郡日南町丸山340 - 1	日野郡日南町丸山字井津羽井出2158外43筆（148,023平方メートル）	安山岩（735,525立方メートル）	平成18年5月8日から平成23年5月7日まで	平成18年5月8日
株式会社丸福 代表取締役 福吉正博	米子市淀江町佐陀712 - 2	西伯郡伯耆町父原字堤ヶ谷入口582外38筆（315,667平方メートル）	花崗岩（286,000立方メートル）風化花崗岩（182,000立方メートル）	平成18年5月18日から平成23年5月17日まで	平成18年5月17日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 6月23日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採石場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社山田工業所 代表取締役 山田利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見字鮎婦649 - 9 外 6 筆 (72,641平方メートル)	平成17年12月15日から平成20年12月14日まで	火薬の使用	掘削作業火薬の使用無	掘削作業火薬の使用有	平成18年 5月19日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年 6月23日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田一郎	東伯郡北栄町東園631 - 1	東伯郡北栄町江北式馬場谷4344、4355、4319	砂（21,515.3立方メートル）	平成18年 5月 1日から平成19年 4月30日まで	平成18年 5月 1日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年 6月23日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成18年7月7日 午前10時から午後 4時まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成18年7月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込み手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

---

 雑 報
 

---

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成18年6月23日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士	特類、第1類、第2類、第3類	平成18年8月27日（日）午後1時15分から

試験	第4類、第5類	平成18年8月27日(日) 午前9時から
乙種消防設備士 試験	第1類、第2類、第3類	平成18年8月27日(日) 午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成18年8月27日(日) 午前9時から

## 2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1

鳥取環境大学第30講義室

米子市末広町74

米子市コンベンションセンター第7会議室

## 3 受験願書の受付期間

平成18年6月26日(月)から同年7月7日(金)まで(郵送による場合は、平成18年7月7日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## 4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験あつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

## 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。

